別紙１

平成２０年度事務事業評価調書（継続用）

北広島市

整理番号	29-4	事務事業名	大曲ふれあいプラザ施設管理運営事業	作成部署	経済部工業振興課	電話	内線860・861
事務区分	■自治事務　□法定受託事務	部長職名	赤沼正三	課長職名	児玉正輝	作成日	平成２０年５月２８日
事務事業開始年度	H7	根拠法令等	北広島市大曲ふれあいプラザ条例 北広島市大曲ふれあいプラザ条例施行規則				
〃　終了予定年度							

１　計　画　（プラン）

上位施策との関連（総合計画での位置付け）	章	力強い産業活動が展開されるまち	（第　６　章）
	節	工業	（第　２　節）
	施策	企業の育成	（第　１　施策）
目　的（ここから成果指標を導きます）	対　象（誰、又は何を）	① 企業（企業で働く人びと） ② 市民（地域住民）	
	意　図（何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか）	① 働く人びとの研修・情報交換の場 ② 異業種交流の推進を通しての企業の製品や技術力の普及･啓発の場 ③ 企業と住民の交流の場 ④ 地域住民のコミュニティ施設としての大曲ふれあいプラザを企業や市民が快適に利用できるようにするため施　設の管理運営を行う。	
手　段（ここから成果指標を導きます）	市が行った（行う）事務事業の具体的な実施内容（※団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載）	19年度まで	平成１８年度から導入された公共施設指定管理者制度は契約期間を３年間とし、今年度はその中間年に当たる。
		20年度	平成１８年度から導入された公共施設指定管理者制度は契約期間を３年間とし、今年度はその最終年に当たる。

２　実　施　（ドゥ）

【事業費の推移】

（単位：千円）

	区　分	18年度（決算）	19年度（決算）	20年度（予算）	21年度（予定）
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財	127	117	1,028	1,000
	一般財源	8,164	8,508	7,987	8,000
	①合　計	8,291	8,625	9,015	9,000
人　件　費（概算）	②人　数（年間）	0.05	0.05	0.05	0.05
	③1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	④＝②×③	450	450	450	450
総　事　業　費 ①＋④		8,741	9,075	9,465	9,450

【事務事業を評価する指標（ものさし）】

	指　標　名	指　標　値				
		単位	18年度	19年度	20年度（目標）	21年度（目標）
活動指標（事務事業の活動量や実績）	① 利用団体(企業)	団体	196	200	200	200
	② 利用人数（企業）	人	4,444	4,187	5,000	5,000
	③ 利用団体（その他）	団体	817	763	800	800
	④ 利用人数（その他）	人	9,591	8,005	10,000	10,000
成果指標（目的の達成度を測るものさし）	① 【指標の定義（算式等）】 総事業費／利用人数		683円／1人当 9,591千円/14,035人	744円／1人当 9,075千円/12,192人	631円／1人当 9,465千円/15,000人	630円／1人当 9,450千円/15,000人
	② 【指標の定義（算式等）】					

整理番号	29-4

３　評　価　（チェック）

チェック項目		評点	選択理由、説明等
妥当性	・市民や社会の要求に合致しているか。 ・上位施策を達成するために必要な事務事業か。 （目的妥当性の度合） ・行政が関与しなければならない事務事業か。 （公共性・公益性の度合）	4	地域経済の振興や市民生活文化の向上などの拠点として望む。 経済の活性と社会発展のため妥当である。 地域経済の振興と市民活動や福祉の増進が目的の施設である。
有効性	・成果指標値から見て、目標の達成度はどの程度か。 （達成度合） ・目的を達成するための手段（実施方法）は有効か。 （手段有効度合）	3	目標値に近い成果を上げている。 企業の利用をさらに促進する。
効率性	・投入した予算や人員に見合った効果が得られているか。（費用対効果の度合） ・効率的な方法で実施しているか。 （同じ経費でもっと効率的な方法はないか）	4	公共施設指定管理者制度の導入。
公平性	・受益者負担は適正か。 ・当該事業による利益が、特定の個人や団体に偏っていないか。	3	概ね適切である。
評点区分	４　適切　　３　概ね適切　　２　改善の余地がある　　１　不適切		

法律で実施が義務付けられている事務事業か	□有　　■無

民間活力の活用性評価 （事業担当部局が評価）	□　民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。 ■　民間等での実施または市民等との協働が可能である。 □　民間等で実施または協働して取り組むべきである。 □　現在一部民間等で実施している。または市民等と協働して実施している。

４　総合判定と今後の方向性（アクション）

【外部評価】	
外部評価委員会の総合判定	□拡大重点化 ■現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 □終了
今後の方向性	
大曲工業団地内企業及びそこで働く人々の研修施設として、又企業間の異業種交流や地域住民との交流の場など福利厚生や情報交換、地域住民のコミュニテイ施設としても有効活用の観点から必要性の高い事業である。しかしながら、指標設定については過年度実績をうのみにしており本来目指している効果や成果があらわされていないため有効性の判断ができない。各設備の適切な稼動率目標の設定及び利用によってもたらされる企業及び地域住民への効果等の把握を行い、より有効な施設として活用に努めてもらいたい。 使用料は、全庁的に各施設の見直しを行い20年度スタートしており、これを尊重しなければならないが、一般的な賃料相場や維持管理費の費用対収入のバランス及び財政的見地から今後改善の余地がある。	

【１次評価】	今後の方向性（課題と解決方法等）
事務事業担当部局の総合判定 □拡大重点化 ■現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 □終了	平成１８年度から実施している公共施設指定管理者制度について評価を行う。 なお、事業の効率性から、住民センター・東記念館との事務一元化も検討する必要がある。

【２次評価】	今後の方向性
内部評価委員会の総合判定 □拡大重点化 ■現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 □終了	指定管理者契約期間の最終年でもあり、今後の事業継続向けて３年間の検証を実施する。

［※参考］	判　　定	今後の方向性
前年度の２次評価	現状継続	１次評価のとおり。 （平成１８年度から実施している公共施設指定管理者制度について評価を行う。） 指定管理者制度導入後の状況や利用者ニーズの検証を実施する。